

○自動車及びオートバイ通学者に対する懲戒規程

平成16年9月16日

制定

改正 平成21年10月30日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）の学生が、本学内及び本学周辺の駐車禁止の道路・私道又は自転車等放置禁止区域の歩道及び私有地等において、自動車又はオートバイ（自動二輪車及び原動機付自転車を含む）により、違法・迷惑な駐車・駐輪を行った場合に、駒澤大学学則第57条、駒澤大学大学院学則第58条及び駒澤大学大学院法曹養成科（法科大学院）学則第53条に基づき、これを懲戒し、もって本学学生及び教職員並びに近隣住民に対する騒音の防止、通行妨害等の防止と排除に努め、あわせて周辺地域環境の改善・整備に努めることを目的とする。

(厳重注意)

第2条 厳重注意は、違法・迷惑な駐車・駐輪を行った学生（以下「当該学生」という。）に対する注意・指導であり、懲戒ではない。

2 厳重注意は、教職員が行い、必要に応じて警備員に委託することができる。

3 厳重注意は、所定の文書（以下「厳重注意書」という。）を当該学生に渡すことをもって行う。なお、当該学生が厳重注意書の受け取りを拒否した場合であっても、厳重注意を行ったものとみなす。

4 厳重注意に従わなかった氏名不詳者及び違法・迷惑な駐車・駐輪の自動車又はオートバイについては、自動車又はオートバイに所定の厳重注意書を貼付することをもって、厳重注意を行ったものとみなす。

(懲戒の種類と懲戒の適用)

第3条 懲戒は、譴責、停学、退学の3種とする。

2 前項の懲戒は、厳重注意を受けた当該学生がそれにもかかわらず違法・迷惑な駐車・駐輪を行った場合に、これを行う。

(懲戒の決定及び通達等)

第4条 懲戒は、学部等教授会（大学院の場合は研究科委員会又は法曹養成研究科教授会）の議を経て、学長が行う。

2 懲戒は、学内に告示するとともに、学生本人並びに保証人に対して通達する。

(懲戒処分)

第5条 懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 当該学生が、再び違法・迷惑な駐車・駐輪を行った場合には、譴責処分とする。ただし、当該学部等の譴責に関する指導又は指示に従わなかった場合には、本条第2号を適用する。
- (2) 前号の規定により譴責処分を受けた当該学生が、さらに違法・迷惑な駐車・駐輪を行った場合には、停学とする。ただし、当該学部等の停学に関する指導又は指示に従わなかった場合は、本条第3号を適用する。
- (3) 前号の規定により停学処分を受けた者が、それにもかかわらず、違法・迷惑な駐車・駐輪を行った場合には、退学処分とすることができる。

(学籍台帳への記載)

第6条 懲戒は、学籍台帳へ記載する。ただし、嚴重注意は学籍台帳に記載しない。

(事務所管)

第7条 この規程に関する事務所管は、学生部及び総務部とし、所管事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。